



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年4月17日金曜日 第2057号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	417
障害者就業・生活支援センターの指定.....	417
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	417
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	418
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	421
基本測量の終了の通知.....	421
土地改良区役員の就退任の届出.....	421
土地改良区連合の定款変更の認可.....	421
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	421

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(4件).....	421
道路の供用開始(一般国道380号).....	422

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	422
-------------------------------	-----

### 雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	423
-------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第547号

次のとおり落札者を決定した。  
平成21年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特別役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務 一式	愛媛県企画情報部 管理情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成21年3月27日	株式会社愛媛電算 松山市大手町一丁目11番地7	18,690,000円	一般競争入札	平成21年2月13日

### ○愛媛県告示第548号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。  
平成21年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 名称 財団法人正光会
- 住所 宇和島市柿原1280番地
- 事務所の所在地 宇和島市大宮町3-2-10
- 指定をした日 平成21年3月26日

### ○愛媛県告示第549号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方法局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成21年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
南久米ショッピングセンター	松山市南久米町538外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,894平方メートル	2,427平方メートル	平成21年12月1日	平成21年3月30日
		駐車場の位置及び収容台数	店舗北側及び東側79台	店舗北側、東側及び西側107台		
		駐輪場の位置及び収容台数	店舗北側56台	店舗北側69台		

	荷さばき施設の位置及び面積	店舗南側 55平方メートル	店舗南側 92平方メートル
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗南側 19.5立方メートル	店舗南側 34.0立方メートル
	駐車場の自動車の出入口	2箇所	4箇所

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第550号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

平成21年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(交付金等交付対象経費及び補助率等)</p> <p><b>第2条</b> 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 補助金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">経 費</th> <th style="text-align: center;">補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農業委員 会に要す る経費</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。</p> <p>(1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、農地調整事務処理事業に要する経費 _____ _____及び標準小作料改訂事業に要する経費の相互流用</p> <p>(2) 省略</p> <p><b>様式第2号の(1)</b> (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画 書</p> <p>1～5 省略</p>	区 分	経 費	補助率又は補助金額	農業委員 会に要す る経費	省略		省略			<p>(交付金等交付対象経費及び補助率等)</p> <p><b>第2条</b> 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 補助金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">経 費</th> <th style="text-align: center;">補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農業委員 会に要す る経費</td> <td style="text-align: center;">省略 <u>農業委員会等活動強化対 策事業に要する経費</u></td> <td style="text-align: center;"><u>当該経費の10分の5 以内</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。</p> <p>(1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、農地調整事務処理事業に要する経費、<u>農業委員会等活動強化対策事業に要する経費</u>及び標準小作料改訂事業に要する経費の相互流用</p> <p>(2) 省略</p> <p><b>様式第2号の(1)</b> (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画 書</p> <p>1～5 省略</p> <p><b>6 農業委員会等活動強化対策事業</b></p> <p>(1) <u>広域連携活動の実施</u></p> <p style="text-align: center;">ア 実施地区数 _____ 地区</p> <p style="text-align: center;">イ 広域連携企画検討会 _____</p> <p style="text-align: center;">(7) 開催回数 _____ 回</p> <p style="text-align: center;">(1) 活動内容 _____</p>	区 分	経 費	補助率又は補助金額	農業委員 会に要す る経費	省略 <u>農業委員会等活動強化対 策事業に要する経費</u>	<u>当該経費の10分の5 以内</u>	省略		
区 分	経 費	補助率又は補助金額																	
農業委員 会に要す る経費	省略																		
省略																			
区 分	経 費	補助率又は補助金額																	
農業委員 会に要す る経費	省略 <u>農業委員会等活動強化対 策事業に要する経費</u>	<u>当該経費の10分の5 以内</u>																	
省略																			

ウ 現地活動（活動内容）

エ 対策検討会の開催

(7) 開催回数 回

(4) 活動内容

オ 対策活動（活動内容）

(2) 農地等情報収集体制への支援

ア 実施地区数 地区

イ 研修会の開催

(7) 開催回数 回

(4) 参加人員 人

(7) 講師及び研修内容

ウ 意見交換会の開催

(7) 開催回数 回

(4) 参加人員 人

(7) 主な内容

(3) 活動評価検討会への出席

ア 資料作成内容

イ 検討会の内容

(4) 活動評価モニター意見交換会の開催

ア モニター人員 人

イ 意見内容

(5) 不在村地主の所有する農地の効率的利用対策

ア 実施地区数 地区

イ 効率的利用対策

(7) 把握内容

(4) 対策内容

(6) 重点地区における遊休農地解消対策

ア 実施地区数 地区

イ 遊休農地解消対策

(7) 検討内容

(4) 対策内容

6 省略

7 省略

様式第3号の(1) (第3条関係)

収 支 予 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備考
1 ~ 3 省略	省略		
4 業務費 (1) 省略			
(2) 省略 省略			

様式第8号の(1) (第8条関係)

事 業 実 績 書

1 ~ 4 省略

7 省略

8 省略

様式第3号の(1) (第3条関係)

収 支 予 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備考
1 ~ 3 省略	省略		
4 業務費 (1) 省略 (2) 農業委員会等活 動強化対策事業費			
(3) 省略 省略			

様式第8号の(1) (第8条関係)

事 業 実 績 書

1 ~ 4 省略

5 農業委員会等活動強化対策事業

(1) 広域連携活動の実施

- ア 実施地区数 地区
- イ 広域連携企画検討会
  - (7) 開催回数 回
  - (1) 活動内容
- ウ 現地活動（活動内容）
- エ 対策検討会の開催
  - (7) 開催回数 回
  - (1) 活動内容
- オ 対策活動（活動内容）
- (2) 農地等情報収集体制への支援
  - ア 実施地区数 地区
  - イ 研修会の開催
    - (7) 開催回数 回
    - (1) 参加人員 人
    - (2) 講師及び研修内容
  - ウ 意見交換会の開催
    - (7) 開催回数 回
    - (1) 参加人員 人
    - (2) 主な内容
- (3) 活動評価検討会への出席
  - ア 資料作成内容
  - イ 検討会の内容
- (4) 活動評価モニター意見交換会の開催
  - ア モニター人員 人
  - イ 意見内容
- (5) 不在村地主の所有する農地の効率的利用対策
  - ア 実施地区数 地区
  - イ 効率的利用対策
    - (7) 把握内容
    - (1) 対策内容
- (6) 重点地区における遊休農地解消対策
  - ア 実施地区数 地区
  - イ 遊休農地解消対策
    - (7) 検討内容
    - (1) 対策内容

5 省略

6 経費関係

区 分		実 績
省略		
業務費	省略	
	省略	
省略		

7 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

収 支 精 算 書

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備考

6 省略

7 経費関係

区 分		実 績
省略		
業務費	省略	
	農業委員会等活動	市町実績額 <span style="float: right;">円</span>
	強化対策事業費	県費補助金交付額 <span style="float: right;">円</span>
	省略	
省略		

8 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

収 支 精 算 書

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備考

1～3 省略			
4 業務費			
(1) 省略			
(2) 省略			
省略			

1～3 省略			
4 業務費			
(1) 省略			
(2) 農業委員会等活動 強化対策事業費			
(3) 省略			
省略			

○愛媛県告示第 551 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年 4月17日から 4月30日まで

○愛媛県告示第 552 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間 平成20年12月 9 日から  
平成21年 3月27日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第 553 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月17日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11 - 18
"	矢 葺 弓 助	新居浜市阿島 3 丁目 7 - 19
"	真 鍋 勝 幸	新居浜市多喜浜 5 丁目 3 - 34
"	真 鍋 松 男	新居浜市阿島 4 丁目 50 - 5
"	伊 藤 一 男	新居浜市荷内町10 - 36
"	近 藤 豊	新居浜市阿島 2 丁目 6 - 39
"	妻 鳥 安 博	新居浜市阿島 3 丁目 2 - 3
"	寺 尾 俊 行	新居浜市阿島 3 丁目 1 - 49
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町 7 - 33
"	真 鍋 清 孝	新居浜市阿島 3 丁目 2 - 14
"	前 田 一 男	新居浜市多喜浜 5 丁目11 - 12

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11 - 18
"	前 田 和 男	新居浜市多喜浜 5 丁目11 - 12
"	白 石 正 直	新居浜市阿島 2 丁目11 - 12
"	真 鍋 勝 幸	新居浜市多喜浜 5 丁目 3 - 34
"	白 石 章 敏	新居浜市阿島 3 丁目 2 - 16
"	矢 葺 弓 助	新居浜市阿島 3 丁目 7 - 19
"	伊 藤 一 男	新居浜市荷内町10 - 36
"	真 鍋 松 男	新居浜市阿島 4 丁目 50 - 5
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町 7 - 33
"	真 鍋 清 孝	新居浜市阿島 3 丁目 2 - 14
"	近 藤 豊	新居浜市阿島 2 丁目 6 - 39

○愛媛県告示第 554 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成21年 4月17日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 555 号

東温市北野田土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 4月17日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 東温市北野田土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - (2) 東温市北野田土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年 4月20日から 5月21日まで
- 3 縦覧場所  
東温市役所本庁

○愛媛県告示第 556 号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・

房代野地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 4月17日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農地保全事業・房代野地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 4月20日から 5月21日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁



○愛媛県告示第 557 号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農地保全事業・河之内地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 4月17日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農地保全事業・河之内地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 4月20日から 5月21日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁



○愛媛県告示第 558 号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農地保全事業・



○愛媛県告示第 560 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町寺村2084番1地先から 同町寺村1978番8まで	平成21年 4月17日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 4月 9日	特定非営利活動法人 T I E S 21えひめ	清 水 泰 彦	松山市持田町三丁目 2 番22号	この法人は、地域の住民をはじめ自治会や企業、各種団体等と連携し、公園や都市施設の街づくりや管理運営に、住民の意見や参加を促進するための技術的支援や参加を行うと共に、公共や様々な組織と協働の理念を持ち、個性あふれる地域文化を育みながら都市施設や緑の創出を目指し、地域住民をはじめ広範な人々に対し、生活の質の向上と心の充実、文化の豊かなまちの創出、ボランティア精神の育成や組織の養成、社会福祉活動などの社会貢献を、実践・普及・調査研究・提言活動を地域住民の参加と協働により、ボランティア精神で実施し、文化の豊かな地域の創造に寄与し協働社会の構築に寄与することを目的とする。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成21年 4月 7日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。  
平成21年 4月17日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事（伊予インター関連・愛媛県伊予市稲荷字明見前地内から同市米湊字西ノ原地内まで及び同市下吾川字池田地内から同市下吾川字馬塚地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)			
収 用	愛媛県伊予市下吾川字池田	830番 1	宅地	宅地	340.53	340.70	49.14	愛媛県伊予市下吾川66番地 宇佐神社 代表 役員 武智 盛浄	使 用 貸 借 権	愛媛県伊予市下吾川494番地1 下吾川第一区 上記代表者 下 吾川第一区長 早 田 久 愛媛県伊予市米湊820番地 伊予市
使 用	愛媛県伊予市下吾川字池田	830番 1	宅地	宅地	340.53	340.70	7.28	愛媛県伊予市下吾川66番地 宇佐神社 代表 役員 武智 盛浄	使 用 貸 借 権	愛媛県伊予市下吾川494番地1 下吾川第一区 上記代表者 下 吾川第一区長 早 田 久 愛媛県伊予市米湊820番地 伊予市